

# 茅ヶ崎市市民参加条例に関する 意見募集 結果

令和2年6月

茅ヶ崎市

総務部市民自治推進課

# 意見募集の概要

## ●目的

平成26年に施行した市茅ヶ崎市市民参加条例（以下条例という。）では、市は4年を超えない期間ごとに条例の施行状況の検証を行うことを定めています。

平成28年度に行った「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証」では、大きく「市民参加条例の認知度」「市民意見の尊重」「市民参加方法の適正な運用」の3つの課題が導き出されました。

市では、これらの課題に対する改善施策を位置付け、条例の周知啓発、「職員のための市民参加手続ガイド」の策定による統一的な市民参加の方法の実施等に取り組んできました。

今回、令和2年度の条例の検証にあたって、市民の皆さまから広くご意見を伺うことを目的とし、意見交換会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス市内感染まん延防止の観点から開催を中止し、代替手段として意見募集を実施しました。

## ●対象

市内在住・在勤・在学の方、市内で事業活動を行う方、公益の増進に取り組む方、市に対し納税の義務を負う方

回答者数：4人

## ●期間

5月1日（金）から5月20日（水）

## ●方法

市ホームページから回答を提出又は資料配架施設等の意見箱に紙での提出

## ●いただいた意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、他の市民参加の方法の結果と合わせ、市民参加に関する現状の課題把握と改善施策の策定のための資料として活用いたします。

今後、課題及び改善施策（案）を取りまとめましたら、パブリックコメント手続等により、再度皆さまの意見をいただくことを予定しています。

## 意見募集結果

いただいた意見は分類分けをして掲載しています。

判読不能な部分は「・・・」と表示しています。

### 「茅ヶ崎市市民参加条例に規定している内容」に関するご意見

#### ○条例全般に関する意見

- ・憲法・人格に関する世界宣言・地方自治法をはじめ・・・暮らしの中に取り入れその観点から0ベースで見直す必要があるのではないか？
- ・アンケートの結果からも言えるのではないか？

#### ○第12条 意見の取り扱い等に関する意見

- ・市民参加によって得られた意見の取り扱い方に疑問が残ります。  
市の意志決定は市長もしくは議会でされるべきであって、一部の市民意見によって市の方向性がブレるべきではないと思います。
- ・あくまでも市の指針を定める上での参考となるよう広く意見を求めるべきだと思います。

#### ○第13条 審議会等に関する意見

- ・審議会における市民参加を広げるために、公募市民の割合を30%とすること、男女の比率を原則として同等としてください。
- ・審議会における市民参加を広げるために、審議会のもとに希望する市民が構成員となってその所管事項について意見交換することのできる「〇〇市民会議」（仮称）を設けることについて検討してください。

#### ○第14条 条例の検証に関する意見

- ・資料を含め十分準備して市民参加による検証をすすめてください。
- ・基本原則（3条）及び市の責務（4条）にもとづく評価を的確に行って検証を行うことが重要だと考えます。

## 「平成28年度の検証で位置づけた課題と改善施策の取り組み状況等」に関するご意見

### ○平成28年度の検証で位置づけた課題に関するご意見

- ・市民参加の意義は自治基本条例にもとづく自治の基本理念の実現にあります。28年度のアンケート（市民及び職員）の設問及び分析は、この原則を適切に踏まえたものになっていません。
    - ・例1 市民アンケート（参考資料-16）、設問4で市民の意見を「尊重していると思わない」回答者に対する設問4-1の「2. 意見が反映されていたとしても、どのように反映されたかわからない」。
    - ・例2 職員アンケート（参考資料-40）、において職員に対して市民参加条例の意義に関する基本的な認識を問う設問がない。
- したがって、上記アンケートにもとづく検証は妥当性を欠き、「検証により導き出された課題」は不十分で表面的であると考えます。
- ・市民アンケート（参考資料-15）の設問3-1におけるテーマと回答数は、無作為抽出による市民参加の有効性を問うものですが、市民参加の場づくりのテーマ（政策）と市民が身近に感じる参加の工夫、適切なPR等を検討する上で大いに生かしてほしいと思います。
  - ・意見交換会の参加者が少ないことは問題です。第1回が7名、第2回が7名、第3回が14名。これはPRだけの問題ではないと考えますが、参加者を増やすことは今後の重要な課題です。一方、これらの参加者は市民参加の重要性を認識する熱心な市民であり、その意見は真摯なものとして今後を生かしてほしいと考えます。

### ○改善施策の取り組み状況等に関するご意見

- ・意見募集資料にH28年度（検証）課題として市で改善施策、すべての項目・市民参加条例の認知度・市民参加の情報発信・市民意見の尊重・市民参加に関する職員の意識の向上あるように記されている。
- ・H29年度からR2まで取り組みでその解消に取り組んだと記されているが、今回（前回）の意見募集（アンケート）を見ても、そしてこの2年間の取り組みを見ても、旧態以前に思える。
- ・平成29年度から令和2年度までの取り組みの結果はどのようになったのでしょうか。市民との連携が少ないのではと感じています。
- ・28年度の検証の課題と改善施策について、パブリックコメントの応募が少なくなった理由を、考えてほしい。市民の意見が取り込まれないからと思います。パブリックコメントの冊子ができる前に、市民の意見が必要と思います。出来上がっているものに、後から意見は入り込めないのではと思います。
- ・市民参加に関する職員の認識はどのように向上したのでしょうか。「職員のための市民

参加手続ガイド」を使用して職員は、市民参加の理解度が高まったのでしょうか。

- ・市民参加は日常的な市政の中で絶えず考慮されるべきものです。市民意見を尊重した柔軟な行政運営、そのための早い段階での情報提供など抜本的な改革が必要です。現状は、市民参加は形骸化し、「アリバイづくり」の市政運営が行われています。「法の支配」にもとづく市政運営をつよく望みます。
- ・憲法や人権に関する世界宣言・地方自治法はじめ暮らしの中に生ず工夫から始める必要があるのではと思う

#### ○検証の実施方法に関する意見

- ・当パブコメ用紙パブコメ用紙と似ていて市民誤解を生じないか。
- ・広報には意見募集とあり、(一般的) (通常) のパブコメと異なっている理由を①と同様誤解する。アンケートならもっと明確に 他の理由があるなら明確に
- ・広報紙には自治基本条例、市民参加条例①②意見募集③アンケートとあり分かりづらい。③アンケート用紙は？同一に掲載しているならもう少し用紙とか (意見記入用紙) 整合性・統一性もしくは分かりやすくできなかったのか

#### その他の事項に関するご意見

- ・他市は街づくり協議会がなくても行政センターを中心 (ごと) 立派に地域活動しているところがあるように思える。
- ・まちづくり協議会の運営や協議会発行物についての疑義を市に問い合わせても回答がないのはどうしてか
- ・まちぢから協議会も市民参加条例も0ベースから (白紙から) 見直す必要があるのでは。当初のパブコメの課題に書いてある問題もあるし、アンケート結果や現在の実態を見ても言えないか。